

分 水 協 定 書

京都市（以下「甲」という。）と向日市（以下「乙」という。）とは、災害その他非常の場合における分水等に関し、次のとおり協定を締結する。

第 1 条 甲は、乙の水道施設が地震、風水害、落雷又はその他の事故により被害を受け、給水に支障を来す恐れが予想されるときは、甲の区域の給水に支障のない限り乙に分水することができる。

第 2 条 分水の開始は、要請書（第 1 号様式）により行う。ただし、緊急又はやむをえない事情があると認められるときは、乙からの電話、ファクシミリ又は口頭（通信ができないときに限る。）による要請により行い、後日、速やかに要請書を提出するものとする。

2 分水は、乙が分水終了依頼書（第 2 号様式）を甲に提出することにより終了する。

第 3 条 分水は、別表記載の箇所において、甲乙双方が布設したそれぞれの配水管に、乙が準備した水道メーターを接続しておき、第 1 条に規定する事態が発生したそのつど、甲が仕切弁を開栓することにより行うものとする。

第 4 条 分水に必要な設備のための工事は、甲の区域内は甲が施行し、乙の区域内は乙が施行するものとする。この場合において、甲の施行に要する費用は、すべて乙の負担とする。

2 前項の規定は、布設替等分水を行うに当たり必要な設備の更新を行うときに準用する。

第 5 条 甲乙双方は、それぞれが設置した設備を、それぞれが管理するものとする。

第 6 条 第 3 条に規定する水道メーターを設置するとき又は取外すとき若しくは仕切弁を開閉するときは、甲乙立会いのうえ行うものとする。

2 前項の立会いに要した費用は、乙が負担する。ただし、地震等の自然災害を原因とする被害に基づく分水のため仕切弁を開閉するときは、この限りでない。

3 甲の第 1 項の立会いに要した費用の額は、甲が別に定めた特別給水の料金算定要綱第 2 項の規定を準用して算定した額とする。

第 7 条 甲乙双方は、仕切弁を開く前及び閉じた後水道メーターの指示水量を確認し、分水量を決定する。

第 8 条 乙は、分水に係る料金を甲が指定する期日までに納入しなければならない。

2 前項の料金は、分水契約書第 4 条第 2 項の規定を準用して算定する。

第 9 条 乙は、この協定に関連して乙の区域内に設置した甲の水道施設について、その占用に係る費用を徴しない。

第 10 条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成 15 年 3 月 31 日までとする。

2 前項の規定による期間満了までに、甲乙いずれかの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から 1 年間有効期間を延長するものとし、以後これに準ずる。

3 甲及び乙は、この協定の有効期間中であっても、疑義があるときは、双方協議のうえこの協定を改定することができる。

上記協定の証として本書 3 通を作成し、それぞれがその 1 通を保有する。

平成 14 年 3 月 26 日

甲 京都市上下水道事業者 ㊟

乙 向日市長 ㊟

向日市水道事業管理者 ㊟